

建設委員会記録

開催日時 令和3年12月13日(月) 13:04~14:55

開催場所 第2委員会室

出席委員 7名

岩田 国夫 委員長

清水 勉 副委員長

川口 延良 委員

田中 惟允 委員

秋本登志嗣 委員

田尻 匠 委員

川口 正志 委員

欠席委員 1名

国中 憲治 委員

出席理事者 松本 県土マネジメント部長

濱本 政策統括官

岡野 地域デザイン推進局長

西野 水道局長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 議案の審査について

議第105号 令和3年度奈良県一般会計補正予算(第6号)

(建設委員会所管分)

議第108号 奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

議第112号 奈良県手数料条例の一部を改正する条例

議第115号 中町道の駅条例

議第116号 道路整備事業にかかる請負契約の締結について

議第118号 平城京跡歴史公園用地の取得の変更について

報第31号 地方自治法第179条第1項の規定による専決処分の報告に

ついて

損害賠償額の決定について

報第 32号 地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告に
ついて

奈良県流域下水道条例の一部を改正する条例

(2) その他

<会議の経過>

○岩田委員長 ただいまから建設委員会を開会いたします。

本日の欠席は、国中委員です。

今定例会においては、密集・密接を避けるため、各委員会室の傍聴人を5人としておりますので、ご承知ください。

本日は、人事委員会事務局長に出席していただいておりますので、ご了承をお願いします。

それでは、案件に入ります。

まず、付託議案の審査を行います。

当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりであります。

審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は正副委員長会議の申合せにより、付託を受けました議案の審査結果についてのみ報告となりますので、あらかじめご了承をお願いします。

それでは、付託議案について、県土マネジメント部長、政策統括官、地域デザイン推進局長の順に説明をお願いします。

なお、理事者の皆様におかれましては、着席にてご説明、ご報告をお願いします。

○松本県土マネジメント部長 県土マネジメント部所管の11月定例県議会提出議案について説明申し上げます。

まず、補正予算について説明申し上げます。令和3年11月定例県議会提出予算案の概要6ページ、7の1つ目の給与改定に伴う減額です。人事委員会からの勧告を踏まえ、給与改定をお願いしておりますが、減額となる9億4,900万円余のうち、当部局に関するものは4,600万円余です。補正予算については以上です。

続きまして、予算以外の議案について説明申し上げます。令和3年度一般会計補正予算案その他の108ページをお願いします。

議第116号、道路整備にかかる請負契約の締結についてです。これは、一般国道169号高取バイパスにおける（仮称）清水谷高架橋の橋りょう上部工事で、本工事につきましては、高市郡高取町清水谷地区において、京奈和自動車道御所インターと県中南和地

域を結ぶアクセス道路である高取バイパスにつきまして、現道の国道169号に接続する（仮称）清水谷高架橋の上部工を施工するものです。契約金額及び契約の相手方は議案書に記載のとおりです。

続きまして、資料116ページ、報第31号、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分の報告についての損害賠償額の決定についてです。専決処分の内容につきましては、117ページから118ページにかけて記載している合計14件です。いずれも県が管理する一般国道及び県道で発生した穴ぼこや落石等による自動車等の損傷事故について賠償するものです。

続きまして、条例について説明申し上げます。

11月定例県議会条例説明資料の1ページ、議第108号、奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例です。これは、知事の附属機関として、中町道の駅について指定管理者の選定審査会を設置するため所要の改正を行うものです。

続きまして、135ページ、議第115号、中町道の駅条例です。これは、道路の通行者及び利用者の利便性向上を図り、観光情報を発信、地域振興、災害応急対応に資するため中町道の駅を設置しようとするものです。

続きまして、149ページをお願いします。報第32号、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告についての奈良県流域下水道条例の一部を改正する条例についてです。本件につきましては、下水道法の改正に伴い、同条例で使用する用語の引用する条文の整備を行うものです。

県土マネジメント所管の11月定例県議会提出議案については以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○瀆本政策統括官 県土マネジメント部所管のうち、私の所管する地域公共交通関係について説明申し上げます。

令和3年11月定例県議会提出予算案の概要3ページ、1、新型コロナウイルス感染症対策の一番下の項目、新型コロナウイルス感染症対応公共交通等支援補助金です。こちらは、県内の公共交通等を安心して利用いただけるよう、貸切りバス事業者やタクシー事業者が実施する感染防止対策のほか、南部・東部地域を中心とする広域バス路線を運行する交通事業者を支援するものです。

私からの説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○岡野地域デザイン推進局長 地域デザイン推進局所管の提出議案につきまして、説明さ

させていただきます。

11月定例県議会条例説明資料の7ページ、議第112号、奈良県手数料条例の一部を改正する条例です。理由の欄にも記載していますように、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正に伴いまして、長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料の額の改定等を行うため、所要の改正を行うものです。

続きまして、令和3年度一般会計補正予算案その他110ページ、議第118号、平城宮跡歴史公園用地の取得の変更についてです。当該公園用地の取得について、昨年の11月定例県議会でご議決いただきましたが、その後、国の補正予算への対応等により、県土地開発公社からの用地の買戻しが早期に実現したことに伴いまして、利息に減額が生じました。このため記載のとおり取得金額につきまして減額変更をお願いするものです。

地域デザイン推進局所管分は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○岩田委員長 それでは、付託議案について、質疑があればご発言をお願いします。なお、その他の事項については、後ほど質問を行いますので、ご了承をお願いします。

それでは、付託議案についての質疑よろしく申し上げます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ありがとうございました。

これをもちまして、付託議案についての審議を終わります。

続いて、付託議案について、委員の意見を求めます。ご発言ございませんか。

○田中委員 自由民主党は付託された議案に対して賛成いたします。

○秋本委員 自民党奈良も賛成します。

○川口(延)委員 自民党絆といたしましても、付託されました議案に賛成いたします。

○田尻委員 新政ながらも賛成いたします。

○川口(正)委員 創生奈良も賛成します。

○清水副委員長 日本維新の会も付託されました議案に賛成いたします。

○岩田委員長 ただいまより付託を受けました各議案についての採決を行います。

採決は簡易採決により、一括して行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りします。

議第105号中、当委員会所管分、議第108号、議第112号、議第115号、議第116号、議第118号及び報第31号につきましては、原案どおり可決または承認する

ことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。よって、本案は、いずれも原案どおり可決または承認することに決しました。

次に、報告案件についてであります。報第32号中、当委員会所管分については、理事者より詳細な報告を受けたこととさせていただきますので、ご了承をお願いします。

これをもちまして、付託議案の審査を終わります。

次に、その他の事項に移ります。

県土マネジメント部長から大和川の特定都市河川の指定について、政策統括官から奈良県公共交通基本計画の改正について、地域デザイン推進局長から大和都市計画及び吉野三町都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針ほか2件について、報告を行いたいと申出がありましたので、ご報告をお願いします。

なお、着席にてご説明、ご報告をお願いします。

○松本県土マネジメント部長 大和川の特定都市河川の指定について報告申し上げます。

近年全国各地で激甚化しております災害に対応する一層の流域治水、この実現を図るため特定都市河川浸水被害対策法が改正され、本年5月10日に公布、11月1日に施行されたところです。今回の法改正におきまして、狭窄部を有する河川も対象とするよう指定要件の拡充がなされたところです。このため下流に亀の瀬という狭窄部を有する大和川が特定都市河川に指定されるよう、これまで国に要望してまいりましたが、このたび11月12日に国におきまして大和川を指定するという事の手続の開始が開始されることが公表されましたので報告申し上げます。

特定都市河川浸水被害対策法ですが、概要を資料の右に整理していますのでご覧いただければと思います。まず1点目ですが、流域における雨水貯留対策の国の支援拡充です。具体的には、市町が実施しています奈良県平成緊急内水対策事業の国庫補助率が現行の3分の1から2分の1に拡充され、用地費も対象となります。2点目につきましては、国、県、市町村など、流域関係者による流域水害対策協議会が創設されることとなります。3点目につきましては、雨水浸透阻害行為として、一定規模以上の開発等に対しまして、雨水貯留浸透施設の設置が必要となります。4点目につきましては、水防災に対応したまちづくりとの連携ということで、浸水被害防止区域、貯留機能保全区域といったものが指定できることとなります。

大和川の特定都市河川の指定については、これからとなりますが、この指定に伴い、法に規定される県の事務の運用に必要な事項を定めるため、県条例の整備が必要であり、今後検討を進めさせていただきまして報告させていただきます。

私からの報告は以上です。

○濱本政策統括官 奈良県公共交通基本計画の改定についてのご報告です。第1章に記載していますとおり、この計画は奈良県公共交通条例に基づき、まちづくりなど関係施策との連携を図りながら公共交通に関する施策を総合的に推進するため、平成28年に策定したものです。今般これまでの取組の成果、課題などを踏まえ、施策をさらに強化するため改定を行うことを検討しています。計画期間は令和4年度からの5年間で予定しています。

第2章、本県の公共交通の現状・課題についてですが、左側の箱にありますとおり、1番、公共交通を取り巻く環境として、公共交通分野の統計データ、近年の特徴的な動きを記載することを予定しています。また、右側の2番、第1期計画に基づく取組の成果・効果検証につきましては、過去5年間の取組の成果、例えば公共交通とまちづくり等の検討プロセスに基づく広域バス路線の見直し、バリアフリーの推進など、過去5年間の取組結果についてまとめて記載する予定です。また、新型コロナウイルス感染症の影響及び対応という章では、直近の事情として、コロナ禍への対応等についても記載する予定です。

2ページでは、今後5年間の計画、取組の柱としまして、第3章、基本理念というところで、地域の自立を図り、暮らしやすい奈良をつくるため、県民、来訪者の移動ニーズを支える県内公共交通とその拠点を実現することなどを基本理念として掲げたいと考えています。

この基本的な考え方にに基づきまして、第4章、総合的かつ計画的に推進する施策という章におきまして、4つの推進施策を掲げたいと考えています。推進施策1は、県内公共交通の維持・充実に向けた取組、推進施策2は、公共交通に関わる空間の質向上として、バリアフリー化の推進や駅・バス停の活用など、また、推進施策3で、多様な関係者による連携・協働として「奈良モデル」に基づく関係者との連携・協働などを盛り込むことを考えています。最後に推進施策4として、時代の変革に対応した公共交通の構築のため、デジタル技術の活用や脱炭素社会に向けた取組などを盛り込む予定としています。

計画の改定のスケジュールですけれども、今回の素案のご報告を経て、年明けにかけてパブリックコメントを実施し、その結果も踏まえまして、計画の改定案につきまして2月議会で上程し、議決いただけるよう準備を進めてまいりたいと考えています。

最後の3ページにつきましては、推進施策1から4で説明したもののうち、主なものについて詳細な説明を加えていますので、ご参照いただければ幸いです。

私からの説明は以上です。よろしくお願いたします。

○岡野地域デザイン推進局長 私から3件の報告をさせていただきます。

右肩に報告3と書いてあります資料をご覧ください。大和都市計画及び吉野三町都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針についてです。この方針は、おおむね20年後の都市の姿を展望した上で、今後10年間の県の都市計画の基本的な方向性を示すものです。方針の内容につきましては、さきの6月議会の当委員会において説明をさせていただきました。具体的な内容につきましては、資料にありますように、1、策定の趣旨等です。その後、8月にパブリックコメントを実施して1件の意見をいただきました。その意見というのは、市街化調整区域は災害のおそれがある区域を含んでいるので、市街化調整区域の利用について述べられているが、市街化区域の利活用を積極的に進めるべきではないかとのご指摘でした。いただいた意見を踏まえまして、本編の市街化調整区域の利用の方針に激甚化する自然災害に対応した安全なまちづくりをはじめ、県の考え方をより分かりやすく追求をさせていただいたところ です。

今後のスケジュールですが、右下にありますように、都市計画の手続を進めさせていただきたいと思 います。今定例会の閉会後に公告・縦覧を行い、来年2月には県の都市計画審議会に諮り、国への協議、同意などを経て、5月に都市計画決定を行う予定で進めてまいります。

続きまして、2つ目ですが、右肩に報告4と書いてある資料をご覧ください。まほろば健康パーク機能強化 基本計画案についてです。この基本計画案は、まほろば健康パークについて、隣接する県浄化センターの緩衝緑地を活用しまして、子どもの成長段階に応じた遊び、スポーツ施設の整備や、子どもを中心に多世代が集まり誰もが同じ場所で一緒に遊べるインクルーシブな空間を創出することを目的に、整備・維持管理及び運営について、その基本的な考え方を取りまとめたものです。

資料の中ほどに基本コンセプトを記載しています。みんなが憩い楽しみ、子どもが遊びや運動を通して成長する公園といったものを基本コンセプトにしたいと思っています。基本方針につきましては、子どもの成長段階に応じた遊び、スポーツの施設ゾーンをはじめ、記載のとおりの内容を定めたいと思っています。

公園施設の配置イメージについては、地図で指し示していますように、それぞれの基本

方針に応じて各ゾーンを設置し、整備を行っていくことにしたいと思います。特に右端のエントランスゾーンには、公園入り口から子ども遊びゾーンに続く花壇のあるメイン大通りを配置し、カフェ・レストランや青空広場などの休憩施設を整備し、憩いやくつろぎの空間を創出することとしています。今後、民間活力の導入等についても検討してまいります。

今後の予定ですが、今議会で説明申し上げた後、パブリックコメントを実施し、それらを踏まえて基本計画として取りまとめて、その上で公表したいと考えています。また、令和4年2月議会におきまして、公園予定区域指定について議会にお諮りをしたいと考えています。今後、アドバイザー業務を発注し、順調に行きますと、令和9年度の供用開始を目指したいと考えています。

続きまして、3つ目ですが、右肩に報告5と書いている資料をご覧ください。

「都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例」の改正について報告を申し上げます。この条例は、都市計画法に基づきまして、既存集落の機能維持を目的に市街化調整区域の一定の既存集落において新たに住宅等の立地を認めるため、平成17年1月に制定されたものです。今般、都市計画法の改正等を受けまして、この条例の改正を検討しているものです。

見直しのポイントは2つです。まず、都市計画法に基づくもので、指定区域から資料に記載している土砂災害警戒特別区域や浸水想定区域の災害ハザードエリアを除外するというものです。2つ目が、人口減少など社会環境の変化に伴い顕在化している課題へ対応するためのものです。この条例施行当時はまだ住宅開発の動向も活発であったため、指定区域の中には広い農地を含むものもありました。その後、社会環境の変化とともに、住宅開発が少し低調になってきまして、虫食い開発等が行われ、そのまま止まっているというケースも多く見受けられるようになってきました。これらは非効率なインフラ投資につながることなどの問題を顕在化させています。そのため指定区域の範囲が既存集落の機能維持に必要な面積に対して、いたずらに広くならないよう基準を見直すものです。

スケジュールについては、ただいま報告しています原案により、パブリックコメントを実施したいと考えています。その後、いただいた意見を反映し、条例案を作成し、2月議会で改正条例案を提案させていただく予定です。あわせて、具体の指定区域の見直し等につきまして、市町村との協議を進めてまいります。

私からの報告は以上です。どうぞよろしく申し上げます。

○岩田委員長 ただいまの報告、またはその他の事項も含めて質問があればご発言お願いします。

○田中委員 ただいま報告いただきました中で、報告4のまほろば健康パーク機能強化について、子どもを対象とした施設をお造りいただくのはいけないと言っているのでは決してありませんが、高齢者用のスポーツ施設、とりわけ県には公認のグラウンドゴルフ場が実はありませんので、せっかくこういった立派な新しいものをお造りいただくのでしたら、ぜひとも高齢者向けの公認のグラウンドゴルフ場をお造りいただきたい。奈良県でも吉野町や橿原市等、県南部地域で毎年大会も開かれています。スイムピア奈良をお造りいただいたときも、グラウンドゴルフ場を併設していただきたいということを申し上げて、事業を実施する民間事業者が一時期コースを造ろうとしていましたが、いつの間にか消えてしまいました。きちんとした公認のコースではなかったため、利用されなかったということだったと思うのですが、こういった立派なものを構想していただくのであれば、子どもを対象とした施設だけではなく、高齢者向けの施設も併せて造っていただきたい。グラウンドゴルフをなさる方は滋賀県までバスをチャーターして競技に行かれたり、全国大会もあり、奈良県からも九州や関東に行ったりするぐらい盛んに行われている競技です。競技人口等もお調べいただいたらお分かりいただけると思いますが、ぜひそういうものを併せてお造りいただきたいということを要望しておきます。

○川口（正）委員 今日報告をいただきました内容に関わっては、共通認識を持てるように、私自身も努めてまいりたいと思います。今日、私が発言をしたいのは、もう既に何度か発言させていただいたと思いますが、皆さまと一緒に奈良県政に関わっての課題を共有したいという思いで申し上げるわけです。今日は、岩田委員長にも理解いただき、当委員会に石井人事委員会事務局長に出席してもらっています。

先般、9月30日に開催された建設委員会で配られた資料については私もコピーして持ってきましたが、今日は12月2日付の資料、令和3年度奈良県採用試験実施状況という資料を持ってきました。皆さまも既に理解していただいていると思いますが、県の土木行政に関わっての人手不足、職員不足についての問題を私は提起しました。このことに関わっての共通認識が甚だ人事委員会と違っている。この資料を、私は目に留めましたので、県土マネジメント部に対して、私は問題を提起したところ12月2日付の資料がまた私に届けられた。それでもなお、私は納得できないという指摘を申し上げた。この資料は一体どこで作っているのかと尋ねたところ、人事委員会が発信したとうかがったので、人事委

員会事務局長に本日の出席を求めたという経過ですので、まずは理解を賜りたいと思います。

今日までの土木建築に関わっての職員の不足、これは皆さんも私と同様に人手不足にあるという認識は一致しているのだろうと思います。この募集をされたのは今年に入ってからだと思いますが、総合職43人、総合職で土木建築が4人程度、Ⅱ種で総合職2人程度、社会人（筆記高卒）で10人程度、最近では、土木総合職35人、また12月に入ってから2人程度を募集されたということです。けれども、採用予定人数の枠よりも応募者が少ない、それに加えて応募しておきながら試験日に来なかった者もいたということだ。あるいは一次試験に合格したにもかかわらず、二次試験を欠席した者もいた。一次試験も二次試験もそうですけれども、採用予定人数よりも合格者数が少ない。こういった現実の数字が出ている。合格者数に関わっては、競争倍率は0.0幾つというように、「0.」がついてしかるべきなのに、「0.」がついていない。これはおかしいのではないか。合格者数が不足しているのに「0.」がつかないというのはおかしいのではないかというのが、私の考え方です。つまり「0.」がつかないということは、定員が満たされているということになる。この計算の仕方はどうなっているのか。

この報告資料はどういった課題を追求するためにお作りになった資料なのか。不思議で仕方ない。資料によると、採用予定人数よりも採用人数が少ないわけです。それなのに、こういった倍率が出てくるのはおかしいと私は言った。先般、人事委員会から説明においでになりましたが、これが正しいという判断であれば、これまでのように内々で勉強するよりも、こういった公の席上で勉強しましょうと私は申し上げた。石井人事委員会事務局長、おいでいただいていますか。悪いですがけれどもちょっと立ってください。

○石井人事委員会事務局長 まず、この資料ですが、職員採用試験の合格発表時に発表した資料を基に作成されたものだと思っています。この競争倍率ですけれども、他府県と同様に受験者数を合格者数で割った数、すなわち1人の合格者に対して何人の受験者があったかということを記載しています。ただ、今回の土木職のように採用予定人数を満たしていない場合につきましては、川口（正）委員のご指摘がごもっともだと思っていますので、今後表記の仕方を工夫していきたいと思っています。

○川口（正）委員 質問しているのは競争倍率です。応募者数が定員を超える場合は1.何倍のようになっている。例えば先般、衆議院選挙がありましたが、定員よりも立候補者数の方が多いので、1.何とか2.何とか、つまり定数よりも多い場合は1以上になって

いる。この表を見たら、定員というのはごまかしかということになる。競争倍率という表現については、あなたの説明が正しいのだろうと思いますけれど、それでもあなたはこの表は間違っていないと、一般論としてこの表が通用するのと考えているのか。あなたたちが権能を持っているから通用させるのだろうけれども、これを通用させるのか。最初、県土マネジメント部にこの表をもらったとき、競争倍率を見て、このことで何度か松本県土マネジメント部長にお会いしていますけれど、その際に私は不思議で仕方がないと思った。問題を感じたときには、問題を積極的に示し合いながらお互い共通認識を持ちたい。この数字であれば、人が余っているという表現になります。採用予定人数をオーバーしていたということにならないですか。これでもまだ、あなたは言い張りますか。どういう形で共通認識を持つべきなのかということです。人事委員会として、これからもこれを通すのですか。

○石井人事委員会事務局長 これまでは、こう表現しておりましたけども、今後は川口（正）委員のご指摘も踏まえまして、受験生に対してどういう数字を出していったらいいのかということを検討して考えていきたいと思っています。

○川口（正）委員 私がこんなに説明しているのに、どうすればいいのか。まだ私が申し上げていることに納得できないのですか。分からないことがあれば聞いてください。私の説明は間違っていますか。

○石井人事委員会事務局長 川口（正）委員ご指摘の点ですけれども、採用試験の申込日におきましては、採用予定人員に対してどれだけの申込みがあったかということで倍率を示してしまして、1を下回る数値を出しているところですが、今回は合格発表時ですので、私どもとしましては、受験者数に対しての割合を出してまいりました。ただ、ご指摘はもっともだと思っておりますので、そのように善処したいと思っています。

○川口（正）委員 私には分からない。この数字は合格発表日のものであった云々とのことだが、合格発表日であろうがなかろうが、数字には関係ないのではないか。合格発表日であれば数字が変わるのか。その日以外であれば、件数の表記が異なるのか。

○岩田委員長 石井人事委員会事務局長、川口（正）委員がおっしゃっている共通認識というのは、土木職の職員が本当に少ないということです。43人採用したかったところに、31人が申し込んだのであれば、人数が足りていないわけ。ただ、あなたが言っているのは、結局受けた人の中から最終的に合格した人のことを言って2.1となっていれば、それだけを見たら、とても応募者が多かったのかなと、簡単に言うとそう思う。実際は採用

予定人数が43人で、合格者数が31人だということでしょう。そのことについて、土木職の職員が少ないという共通認識を持つ必要があるという意味で川口（正）委員が言われていると私は解釈しています。

○川口（正）委員 I種総合職、総合土木、採用予定人員が43人、申込者数31人なので、分母が43で、分子を31とする計算が当たり前でしょう。そうすると、応募者数が採用予定者数の72%しかなかったということになる。これは間違っていますか。この計算の仕方が、一般論として当然の姿ではないか。

○石井人事委員会事務局長 ありがとうございます。

ご指摘の点はごもっともだと思っていますので、そのように善処したいと思います。

○川口（正）委員 前任者を傷つけたらいけないということよりも、お互いチームで仕事をしているわけです。上司もいれば、部下もいる。めったに間違いがないだろうという感覚で皆が仕事しています。一部始終の数字を見てはいない。だから文書に脱字があったり、今はパソコンを使っているから変換間違いもたくさんあるわけです。だから私は若い人たちに、文書を見るときでも、頭で読むな、目で追うのだと、いつも言っています。あら探しばかりしているようですが、皆さまを批判するのは、私たちの仕事です。評価をしたり、批判したりしますよ。批判の中に真理があるというのは私の論理です。分かった時点で正し合う、謙虚でなければならないと私は思います。誤りに気がついたときに改めるのが人の道ではないか。

あなたにも体面、メンツというものがあるだろう。あなたのほうが賢いんだ。私が若いときに県職員採用試験を受けても絶対合格しない。けれども、私たちはいろいろな経験、知識の源を違った意味で持っています。それが民主主義の基本です。

なお、さらにもお願いしておきたいのは、受験資格についてですが、この学校を出ていなければ駄目です、こういう資格を持っていなければ駄目ですということが基本にあるでしょう。民間企業や小規模事業者ならば、そういった資格があり、いいなと思われたら採用される基準になる。公共というのは、受験資格があるから応募を受け付けるのでしょうか。受験資格がなければ受け付けないでしょう。受験資格を持って応募したけれども、定数の枠の中だけでも不採用になったということが裁判になった場合はどうしますか。裁判ということもあり得ますよ。そういった問題をも含めて検討されているのかも尋ねておかなければならない。そのほか、この試験で最低何点以上取らなければならないということもありますが、それ以前に、応募しておきながら当日欠席した者がいたことについて、理由な

どを追求されたのか。人手が足りていないのです。昔は、農繁期には猫の手まで借りたいという表現があった。皆さまの仕事も忙しいときもあれば、比較的暇なときもあるだろう。四六時中忙しくはないと思う。それでも人手が必要になっている。県の土木建築に関わっている職員を確保するために真剣にどうすべきか、人事委員会での協議がありましたか。

○石井人事委員会事務局長 I種試験は、大学卒業程度の試験となっていますけれども、受験に当たりましては、欠格事項、年齢以外の要件はありません。したがって、大学等で必ずしも土木関連の専門的な勉強をされていなくても受験できるようになっています。そうしたこともありまして、一次試験におきましては、公務員として必要な教養と専門知識についての試験を行っています。川口（正）委員お述べのように、一定の基準点を設けておりまして、その基準点に達しなかった方が不合格になっている状況です。ただ、今後、基準点云々とお話もありますが、やはり何よりも受験生が少ないということが大きな問題ですので、どのように確保するかを考えていきたいと思っています。全国的にも技術系の職員の確保が非常に難しい状況です。公務員志望だけではなくて、民間企業との併願者をどう取り組むかがポイントだと思っていますので、次年度に向けて、試験方法等を見直しているところです。また、リクルート活動も重要だと思っていますので、採用説明会も行っていますが、今後は個別に大学や高校へ直接アプローチしていくことも大事だと思っています。関係部局と連携して取り組んでいきたいと思っています。

川口（正）委員お述べのように、県政の担い手である職員の確保は重要な課題ですので、現場で円滑に活躍できるよう、一人でも多くの人員確保に向けて取り組んでまいります。

○川口（正）委員 たまたまこの表から話題が大きくなった、大きくさせられたという思いでしょうけれど、民間だって大変です。そのことは認識しながら、それでもなお公共事業には民間をリードするところの役割というものがあるわけです。そういうことで、お互い苦心を重ね合うということが大事ではないかと思っている。胸の内では、私は完璧にやっています、そんなに言われるほどの筋合いでもないだろうとあなたは思っているでしょうが、あなたの開き直りに対して私は非常に気分を害している。耳が遠いから、なおのこと気分を害している。

このことに関わって言うわけですが、9月の定例会で私はユンボとショベルに関わった話をしました。これは警察の勇み足だと私は思っていますが、裁判になったようですから、その結果を待ちたいと思います。それから、二次試験は筆記試験ですが、物書きは下手だけど、大変な技術がある人もいれば、技術はあるけれども、話が下手だという人もいます。

私からの提案だけでも、聞くところによると民間企業の就職試験では、面接時に合格した場合は必ず来るのか確約を取られているようで、要は縛りというものですが、筆記試験の前に、面接試験を行って確認してはどうかという話も聞きますので、これこそ協議してください。こういう提案をしておきたいと思います。今回はこの程度にしておきます。

それから、土木業者に関わってのランクづけについて、1級土木施工管理技士等の有資格者を採用していなければ、入札参加資格のランク付けに影響するということですが、県職員の皆さまも努力してください。対象技術職員数321人に対して、資格保有技術職員数は73人であるため、取得率は23%です。これらへの研修の配慮も考えなければならぬのではないかと。業者にいろいろな注文をすることと併せながら、発注者の側も、いろいろなところへ何もかも丸投げする依頼にならないよう、配慮することも大事ではないかという思いもあるので併せて要望しておきたい。

ドローンについては、聞くところによると、いろいろな工事現場でなぜ飛ばしているのか、悪いことでもしているのかということでも苦情が出たりしているようですが、国土交通省が定期的に写真を撮られていることもあるので、せっかくドローンという結構な機器ができたわけでありますから、県土マネジメント部でも公害対策も含めながら大いにお使いいただきたいと思います。

それから、ドローンの有効活用ということで、各土木事務所で操縦資格を取るという努力を重ねていただいているようですけれども、人事異動により、有資格者が偏っている向きがあるのではないかと思います。それらも精査しながら、融通を利かし合いながら、大勢の職員がドローンを操縦できるような配慮も必要ではないかと思う。これは土木の関係だけではなく、環境衛生の問題でも大事であろうと思いますから、環境衛生の関係と土木建築に関わっての関係との交流、その他もドローンというものは役立つ機器であろうと思いますので、対応を広げてもらいたいと思う。

次は信号機の問題です。これは主として警察が管理責任をお持ちになるのだらうと思いますが、信号機を付けるのは大体が道路上ですから、道路管理者である国、県あるいは市町村等は警察としっかり交流、協議して、追跡、追求をされるべきではないかと思うので、要望を重ねて申し上げておきたい。

また、これは教育委員会の関係で申し上げたいのですが、御所市には高等学校が2校ありますが、新聞報道によると、全国の小・中学校合わせて3割が浸水時に災害を受けるといふ環境ではないかと言われています。葛城川に近接する御所小学校や御所中学校、青翔

高校は大丈夫なのか。公共施設に関する浸水対策、土砂災害対策については、教育委員会との関わり合いがどうなっているのかも点検してもらいたいと思います。

最後は、国道169号御所高取バイパスについてです。今日も報告がありましたが、御所市域ではいつから着手する予定なのか。それも尋ねておきたいと思いますし、初めからあの道路をつけるのに反対ということ堂々と名のつておられる方もいらっしゃいます。これはもうどうしようもないです。こういうことを言うと、名誉毀損と言われるけれど、土地交渉で難航するのは学校の先生、県職員、市職員といった公務員であり、反対する人が意外と多い。そういうことを職員研修等の機会も含めながら協力をお願いしなければならないと思います。用地取得に関わって無駄な道路はほとんどないと私は思います。そういう意味で、これは最初から協力いただかなければならないという積極性を示す意味で、いろいろなトラブルが発生してからではなく、最初から収用委員会を考えるぐらいの対応をしてもらいたいと要望しておきます。特にむちゃ言いなさんなという内容がありましたら、どうぞ反論をお願いしたい。それ以上に要望したいと思います。

○岩田委員長 それでは、松本県土マネジメント部長と、岡野まちづくり推進局長、何かあればご発言をお願いします。

○松本県土マネジメント部長 川口（正）委員から、重要な点を幾つかお話しいただきました。まず、県職員の資格取得率につきましては、資料のとおりです。特に若手職員の取得率が低いということもありますので、資格取得、さらには技術力向上に向けて取り組んでまいります。講習等もしっかりやっていく必要があるかと思っています。

また、ドローンにつきましても、上空から現場を把握するのに非常に有効なツールだと思っています。ただ、飛行に当たっては法令に従うことや、資格が必要となりますので、川口（正）委員ご指摘のように、資格取得者を増やしていくということについてもしっかり対応していきたいと思います。有効なツールですので、しっかり活用できるように努めてまいります。

次に、信号機の件ですが、道路管理者としてもしっかり関わるようにとのお話かと思えます。実際、道路建設に当たって協議したり、また、従前より管理している道路につきましても信号機の必要性、交通安全の必要性等を考えながらしっかり警察とも協議を進めてまいります。

浸水の件については、文部科学省からまとめて報告がされたと承知しています。個別にどういったところが浸水想定区域に入ってくるのかということをよく確認しながら、必要

な治水対策、さらには土砂災害対策にも努めていくとともに、教育委員会ともしっかり議論を進めてまいりたいと思います。

最後に、御所高取バイパスをはじめとした土地の取得についての話をいただきましたが、御所高取バイパスは重要な道路ですので、しっかり事業を進めてまいりたいと思いますし、地元の協力を得ながらということにはなりますが、川口（正）委員ご指摘のとおり、収用委員会は最後の手段ですので、収用といったものも含めてしっかりと用地交渉に当たってまいります。

○岩田委員長 ほかにございませんか。

○田尻委員 さきの本会議の代表質問でも質問させていただきましたが、通学路の安全確保について、もう少し深掘りさせていただきます。この件については、10月の予算審査特別委員会、あるいはさきの代表質問等を含めて、やはり大変大事な案件ですし、毎日とっていいほど、通学路の列に車が突っ込んだとか、児童が登校、下校時にけがをされたという大変痛ましく悲しい事故が報道されていますし、また、高齢者の方が関わっておられる事故が多いかのように報道もされています。

そのような中で、国もようやくといいますか、このことについて重要性を説きながら、関係閣僚会議や、あるいは各県に対してもう一度点検をしてしっかりやりましょうといった取組をされたところですが。奈良県においても、奈良県通学路等安全対策推進会議が開かれて、やっと第1回目の会議が10月に開催されたようです。点検をしていただいた中で、常日頃から言われておりました車両速度が速いとか、車両との接触の危険性がある、あるいは見通しが悪い、横断歩道周辺や歩行環境が悪いなどといった、様々な具体的な課題が上げられたようです。このことを改善するためということで、知事部局、教育委員会、県警本部としても取り組んでいかれるところです。

さきの代表質問での知事答弁にもありましたが、具体的には防護柵の設置や、児童が歩くスペースの緑色のカラー舗装、あるいは側溝の蓋の設置などによって、安全性を確保していくということについての取組は評価をするところです。その中で、代表質問では、時間的な問題で深く質問することができなかったのですが、県においてはこの問題も含めて現在27箇所で行っているという答弁がありました。このことについて質問に入りますが、これは、全部集めた中で県が行わなければならない箇所が27箇所しかなかったのか、あるいはたくさんある中で27箇所に絞ったのか、そして、この27箇所について、奈良県内も大変広いですが、どのような市町村分布になっているのか、もう少し深く教え

ていただけませんか。

○松井道路保全課長 知事答弁の中で、27箇所とあったのは歩道の整備についてです。どの辺で多いかといいますと、通学路対策が一番多いのですが、他にもバリアフリーのためというところもあります。

○田尻委員 私の質問が悪かったのか、理解してもらえなかったのかわかりませんが、歩道の整備ということを知っているのではなく、通学路を広く捉えれば全て歩道になってしまうので、そのことを知っているのではない。この27箇所については、例えば先ほど言ったように、カラー舗装するのは何箇所、あるいはガードレールをつけるのが何箇所ですといった具体的なことを知っている。歩道の整備というのは答弁になっていない。そのことを前もって事前に通告して質問しているのに、ましてやこれは知事答弁だったわけなので、あまりにも無責任だ。27箇所ということを知っているのは、奈良市で何か所、どこの町で何か所かということについての分布を知っているのを、もう一回答えてください。

○松井道路保全課長 まだ集計結果が出ていませんので、後ほど報告させていただきます。

○田尻委員 集計結果が出ていないのに27箇所が決まっているということですか。

○松井道路保全課長 27箇所というのは、田尻委員お述べの通学路の安全対策ということで歩道整備を行っていますけれども、どの市町村で何箇所かというところ、例えば奈良市で何箇所やっているのかというところまでは集計できていません。

○田尻委員 集計ができていないのに、どうして27箇所という数字が出てくるのか。これは知事答弁だよ。

○松井道路保全課長 27箇所というのは、県が管理する道路における歩道の整備についてですので、市町村分というのは把握できていません。

○松田県土マネジメント部次長（土木・政策統括担当） 田尻委員からご質問いただきました本会議での通学路の安全確保の知事答弁の内容のことかと思えます。その内容について、知事が答弁させていただきましたのは、歩道の新設ですとか、新たに設置する、あるいは拡幅をする、そういう箇所が県管理道路で27箇所進めているというものです。田尻委員から、ご質問のありました27箇所がどこの市町村で何か所かというのは、松井道路保全課長も資料を持ち合わせておらず、私も持っていませんので、戻り確認して報告させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○田尻委員 なぜこのことを強く申し上げると言えば、私も過去には小学校、中学校のPTA会長も長く務めてまいりました。毎年役員さんと一緒に、幼稚園や小学校の通学路を

みんなで点検して歩いて、ここの歩道が狭い、信号機がないということを、ちゃんとメモにして学校へ上げて、そこから市の教育委員会へ上がるということを毎年行ってきました。だから、今、新たに点検をしなくても、そのような情報は全て持っているはずだし、持ってなくてはおかしい。時代が戻ったようなことを行われていることが非常に残念だということを、私は言っているのです。本当に皆さまは熱心に、やはり子どもさんのことですから、しっかりと点検されていますし、私も会長を務めていたときは、ここの池が危険性を伴うとか、古い道路があれば、ここにガードレールがないのは危険ですよということまで書いてきたので、もう少しこれから市町村教育委員会と連携をしっかりと取っていただきたい。危険な箇所の点検結果は既に市町村教育委員会は持っています。県に上げていないこともないとは思いますが、今回県が自信を持って進めておられると思いますし、ともかく急がなくてはならないことですので、その辺について、なお一層連携を密にさせていただいて、また、市町村から詳しい資料が出てくれば、委員の皆さまにもぜひとも提供していただきお互いこのことを知ってもらいたいと思っています。私の代表質問や今日の建設委員会等も含めて、関係する学校の校長や教頭には伝えていて、それなら変わりますねといった期待もされています。その分、私も背負っているものが大きいと思っていますので、その点お願いしておきます。

このことに関連して、今般の補正予算に通学路の安全対策に関する補正予算は計上されているように聞いていますが、松本県土マネジメント部長はどのように把握されているのか教えてください。

○松本県土マネジメント部長 国のほうで補正予算を計上しまして、その中で、この通学路の緊急点検に関わる措置が盛り込まれていると承知しています。ただ、まさに今、国会で審議をしているという状況ですので、実施箇所につきましては予算が成立した後に、国のほうで合意をされるということですので、その中で、国としても措置については今調整中という理解だと認識しています。

○田尻委員 補正予算ですので、早々に成立される見通しだと思います。また、関係省庁から連絡が来たり、あるいは松本県土マネジメント部長の出身母体でもあることから、こういう補正予算が、割と詳しく出てきますので、その辺りをまた我々議員にもぜひとも教えていただいて、その箇所であるとか、予算的なものを教えていただきたいと思っています。ぜひともよろしく申し上げます。

次に2点目ですけれど、これも似たような話なのですが、最近いろいろな建物の老朽化

という問題が非常に多いですし、また地震も最近では異常なほどに多く、残念ながら鹿児島
の悪石島では島民が避難するという事態になっていますので本当に危険な時が来ていると
思います。茨城県、東京都、和歌山県、大阪府、京都府、奈良県も含めて頻繁に地震が発
生しています。その中で、建物の老朽化対策、あるいは耐震化も大事ですけど、どこの市
町村でも歩道橋や橋、バス等の通行道路の橋を抱えておられますので、耐震化、あるいは
補強に非常に膨大な費用がかかるということで、二の足を踏んでおられるというか、でき
ないという現状があるようです。

以前、国土交通省が市町村に対して、耐震化が必要なものはどのぐらいあるか検査をし
なさいといった指示が出された経緯があるかと思いますが、結果を聞きますと、奈良市
で約三百三十数か所あり、手をつけるとしても膨大な費用がかかるといった状況である
とのことです。また、例えば県庁の前の道路は、阪奈道路で奈良市道ではないのですが、例
えば学園前のところでは一日中大量の車が走っているけれども耐震化ができていない。実
際のところ、現在通行しているところを耐震する、あるいは付け替えるといっても、土地
買収や撤去等も含めて膨大な費用がかかるため、これはとても市町村では対応できない。
その辺についても県で優先順位を決めて、いち早くそういった補助、あるいは協力体制を
ということで、市町村長あるいはその関係者からも口酸っぱく陳情を受けたり要望を受け
ているところです。この点についても、県としての方針について、松本県土マネジメント
部長に国との関係も含めてお聞きしたい。これは市町村長も大変心配しておられる喫緊の
大きな課題だと思っていますのでよろしくお願いします。

○松本県土マネジメント部長 田尻委員から橋りょうといった施設の老朽化、耐震化の課
題についてお話をいただきました。全国的に非常に重要な課題ということになっています。
特に橋りょうについては、国、県、市町村が管理しているものがそれぞれありますが、や
はり圧倒的に市町村の管理する数が多いということ、さらに今、点検も進む中で、非常に
悪い箇所も発覚しています。そういったものに対してしっかり対応していかなければなら
ないという状況が全国的にあらうかと思いますが、奈良県においても非常に重要な問題だと
認識しています。

そういった中で、財政的な支援、技術的な支援をどう行うのかということですが、財政
的な支援につきましても、国のほうでも老朽化や耐震といったものに対して、補助金や交
付金といった支援がなされるということですので、そういった財源的な手当につきましても、
県は市町村をサポートしながらしっかりと国に要求して、措置がなされるように努め

ていきたいと考えています。また、技術的な面につきましても、今日も一つ大きな議論になりましたが、やはり市町村におきまして技術職員がなかなかいないという問題があります。そういった待ったなしの課題にどう対応していくのかについては、県も市町村に対してしっかりと技術的な支援を行っていくことが重要だと考えています。そういった中で、奈良モデルというようなことで老朽化、耐震化を含めまして、実際に設計をしたり、点検をしたり、さらには補修の工事をしていくことに対して、県も技術的なバックアップをするという役目があります。こういったものを活用していただきながら、しっかりと市町村を支援していきたいと思えます。

○田尻委員 ありがとうございます。

同じ認識を持っていただいていますことを非常にありがたく思うところですし、ぜひとも喫緊の課題ということで、いずれできるというのではなく、主要幹線であります京奈和自動車道の整備をいち早く具体的に進めていただいていることも非常に結構なことかと思えますけど、現在あるところの安全性の確保という意味では、これまた重要かと思っておりますので、よろしく願います。また、先ほど川口（正）委員が熱心におっしゃられた技術職員の採用も含めて、前にも建設委員会で申し上げさせていただいたように、この建設委員会を、奈良県出身で新潟大学の建築科に在籍する学生が聞いておられて、私の事務所へ電話があって、あなたが質問していたことをもう少し深掘りして聞きたいのですねと問い合わせがあり、平城宮跡がどうなるのですかということをおっしゃられて、いろいろお話をしました。お昼の時間によく見ておられたなということで感心したところで、岡野地域デザイン推進局長とも話をしたら、そのような人が県庁を受けてくれないかと言ってくれましたので、やはり関心は高いと思えます。だから、突っ込んだ話ですけど、どういうところへ行きたいのですかと聞きましたら、私は建築資材の開発のほうへ行きたいっておっしゃられました。それもすばらしい仕事だと思えますけれど、奈良県のために、あなたのお友達や学部の人も含めて、奈良県は皆さんをお待ちしていますから、ぜひとも受験も一つの選択肢に入れてくださいと言うと、一度皆で話をするとおっしゃられました。これも一つのいい意味での奈良県を思っただけということですので、今日は石井人事委員会事務局長にも来ていただいていますけれど、またいろいろな形で皆でアプローチしながら、よりよい安全な奈良県をつくるためにも、ぜひともご尽力いただきたいと思えます。

ありがとうございます。質問を終わります。

○清水副委員長 ご説明いただきましたまほろば健康パーク機能強化 基本計画案につい

て、先ほど田中委員から要望がありましたが、現状子どもが遊びやすい、あるいは乳児、幼児が遊びを通して成長できる施設等が記載されていますが、まず、この機能強化を検討するに当たって、ニーズの調査はされたのかどうかお伺いします。

○竹林公園緑地課長 まほろば健康パークは、先ほど説明のあったとおり、子どもの成長に応じた施設を造ることを考えています。これにつきまして、平成30年から基本構想等を立案していきまして、その中でニーズも把握していますし、また、民間の有識者あるいはこういったサービスを提供している会社などのご意見も聞き取っています。その上でこういった展開を考えているものです。

○清水副委員長 ニーズ調査をされたということですので、マニュアルに基づいて、BバイC、いわゆるベネフィットがどの程度になるのかお答えいただきたいと思います。

○竹林公園緑地課長 マニュアルに基づきましてBバイCを計算しますと、今、供用している公園と今後新しく造成する機能強化の部分を合わせますと、BバイCは1.38です。

○清水副委員長 きちんと手続を行っていただいていることがよく分かりました。

この中でもう一つ、健康パークの部分ですが、現在の浄化センターの区域内に洪水調整機能を持っていますけれど、この洪水調整機能については、公園の施設として機能復旧をされるのか、もしくは下水道の担当でされるのか、どちらなのかお答えいただきたいと思います。

○安井下水道課長 まほろば健康パークの機能強化に伴う雨水貯留機能の確保と、浄化センターの浸水対策等の課題について質問いただきましたので、現状をまずお答えさせていただきます。まほろば健康パークの敷地における雨水貯留機能に関しましては、浄化センター建設当時に本来その土地が持っていた遊水機能の確保として、大雨時に内水排除ポンプで敷地内の自由広場にくみ上げて貯留する形で機能を確保するものです。今般、まほろば健康パークの機能強化の計画によりまして、自由広場の貯留機能が失われるため、その回復のために調整池等の設置を検討しているところですが、基本的にこの機能回復に関しましては、公園の計画の中で検討しています。

一方、浄化センターの浸水対策に関しまして、近年の降雨の状況で見ますと、平成29年の台風時におきまして、先ほど説明させていただきました貯留機能が効果を発揮して、周辺の浸水被害は免れましたが、浄化センター自身の敷地内で一部浸水が発生しました。そのため、浄化センターの降雨に対する浸水対策を検討する必要が生じまして、現在、下水道課で対策を検討しているところです。内容としまして、施設の防水化であったり、一

つの手法としては調整池の設置等の検討も行っておりまして、施設への影響や経済性等を勘案して最適な浸水対策を検討していきたいと考えています。

○清水副委員長 概要は分かりましたけれども、私が少し気になるのは、もともとの機能復旧は公園の施設分ということですから、それについては、公園側で機能復旧をされる。同じ場所に、例えば浄化センターを守るための施設を増設することになれば、発注の形態をどうされるのかがよく分からない。もう一つ気がかりなのは、市町村が建設負担金を負担されていますので、施設増設の費用が建設負担金の対象になるのかならないのか。計算途中からでもいいですけれども、これは市町村ときっちり協議をすべきだと思いますけれども、その辺りはどうでしょうか。

○安井下水道課長 現時点におきましては、清水副委員長ご指摘の調整池等の利用等も一つの案として最適な浸水対策を検討している段階です。当然その検討の中には現状の処理施設の影響や経済性等を勘案して、最適な浸水対策を決めてまいります。具体的な対策が決まった時点で、どちらの事業で負担するかも決まってきます。下水道で負担することになりましたら、市町村と建設負担金について協議をしたいと考えています。

○清水副委員長 できる限り、機能復旧のほうで見ていただいて、市町村負担が極力減るような対策にぜひともしていただきたいと要望しておきます。

次に、先ほどご説明いただいた報告5については、市街化調整区域内における指定区域の部分の見直し、集積率を変えるということですが、先ほども説明がありましたが、浸水被害防止区域を災害ハザードエリアの中に含んで、これを指定区域から除外していくことを市街化調整区域でも行おうとされている中で、市街化区域内の大規模な開発についてはどのような取組を県として行われるのかについてお聞かせいただきたいと思います。

○前田建築安全推進課長 市街化調整区域だけではなく、市街化区域の大規模な開発行為における対策をどのように考えているかにつきましては、今回、市街化調整区域におけます都市計画法第34条第11号に基づく条例の改正の検討をしていくという段階でして、市街化区域におけるハザードエリアにつきましては、現時点で法律等の改正等は考えられていませんので、状況に応じて検討を進めてまいります。

○清水副委員長 今後の検討課題だということですが、市街化区域の中でも3メートルから5メートル浸水する場所もあります。その中で、当然各市町は相応の対策をしているわけですが、昨今の降雨状況を見ていると、想定外の降雨が発生することが分かっていますので、過去の災害規模にとらわれるのか、10年に1度の災害規模にとらわ

れるのかも含めて検討が必要だと思えます。今後の大きな課題として、ぜひとも検討を加えていただきたいと思いますので、要望しておきます。

次に、大和民俗公園の件につきましては、平成28年10月の予算審査特別委員会で荒井知事に対して、総括質問をさせていただきました。当時、荒井知事は都市公園の地域と民俗の伝統がうまく共存できていないと感じていると答弁をされています。公園部局と地域振興部局に分かれていることから、うまく保存にもつながっていないという答弁もいただきました。当時から、大和民俗公園の未利用地が4ヘクタールほどあります。その4ヘクタールについても過去からの経緯も併せて、竹林公園緑地課長から説明をいただいたのですが、都市計画決定をして、公園として位置づけている以上、未利用地があること自体が、どう考えても県民に説明ができないと私は思います。当時も同じ話をさせていただき、翌年の平成29年3月の予算審査特別委員会でも質問させていただいたときに、平成29年度予算で500万円の公園あり方検討の予算をつけていただきました。その後、古民家の改修等を引き続き行っていただきましたが、この4ヘクタールの未利用地は従前と変わっていません。今後どのように活用されていくのかについて報告いただければと思います。

○竹林公園緑地課長 大和民俗公園は、民俗博物館と移築・復原されました古民家、再現されました里山や梅林など、奈良の昔ながらの風景を楽しめる公園です。小学校を中心とする学校教育活動も含めまして、年間約5万人程度の方にご利用いただいています。また、民俗博物館は耐震補強工事のために令和2年2月から休館していましたが、令和3年3月に再開したところです。大和民俗公園、民俗博物館ともに開園から40年が経過しています。施設の老朽化等が進んでいますことから、今後とも博物館を所有している文化・教育・くらし創造部と共に今後の在り方について検討を重ねていきます。

清水副委員長ご指摘の4ヘクタールの未利用地ですが、ご紹介のありましたとおり、もともとは当時の奈良県営伝習農場等の跡地を都市計画区域に編入した県有地です。ご指摘のように都市計画公園に決定していますので、もともと県有地であったから活用しないという意味ではなく、当然公園として活用していくべきと認識していますので、この未利用地の利活用につきましても、公園と博物館の在り方の中で併せて検討してまいります。

○清水副委員長 ぜひとも今のニーズに合った内容で調整していただいて、先ほどおっしゃっていただいたまほろば健康パークだけでなく、大和民俗公園も違った形での活用はいろいろあると思えますので、研究を重ねていただきたいと思いますので、要望しておきます。

最後に水道局にお伺いします。令和2年の県内市町村公営企業の決算概要が令和3年1

1月12日に報道発表されました。この資料の8ページと16ページに、上水道事業に対する基準外の他会計繰入金が多いため市町村が見受けられます。企業団として統合されるスケジュールまで残り3年しかありませんので、この3年の中で基準外繰入れに対する整理も含めて、早めに整理しておく必要があると思います。ちなみに、基準外繰入れが多いということは、費用を料金で回収できていないため他会計から繰入れをしなければならぬ状況だと私は思いますので、既に各市町村、あるいはほかの委員会でも説明されているかもしれませんが、今後の方針について、この基準外繰入れをどのように平準化していくのか、なおかつこの負担をどのように解決していくのかについてご説明いただければと思います。

○浦山県域水道一体化準備室長 県域水道一体化におきましては、現在市町村で行われている水道事業会計への一般会計からの繰入れにつきまして、国の繰り出し基準を基本として各市町村の判断により、様々な対象経費に対して繰入れが行われています。一体化後において、各市町村からどのように一般会計に繰入れを行っていただくかにつきましては、県域水道一体化の協議会の下部組織としての財政運営部会等といった専門部会等において、一体化後の様々な対象経費につきまして、公平公正な観点から、現在、市町村と協議を行っています。スケジュールは非常にタイトなのですが、その中で整理してルールづくりを進めていきたいと考えています。

○清水副委員長 今やらないといけないということは理解できるのですが、基本的にどうしていくのかというところを知りたいのです。基準外繰入れがあるということは、それぞれの公営企業の経営体質が悪いことであり、一体化の際にはほかの事業者への影響が大きいと思いますので、その部分をどう解決していくのかについて基本的なスタンスを教えてくださいたいと思います。

○浦山県域水道一体化準備室長 各市町村におきましては、経営状況が様々で、それぞれの課題を抱えている状況です。基準外繰入れに限らず、各市町村で様々な懸案事項等がありますが、そういったことについては、各市町村から懸案事項を提出いただき整理しているところです。経営が厳しい市町村につきましては、今後どのように対処していくかということも含めまして、どのような理屈で整理できるか今後検討していきたいと考えています。現在、財政的な収支見込みの検討を行っているところでして、そういった中で、全ての市町村が公平公正なルールづくりができるよう整理をしています。また結果をご報告できればと思っています。

○清水副委員長 私の言いたいことは分かっていると思うのですが、要は企業団として統合された後、基準外繰入れを続ける市町村は恐らくないと思います。いつまでも基準外繰入れをしていくことはあり得ないと思います。経営統合ではなく、事業統合するというので、一つのモデルとして単価を決めるわけですから、単価を決めれば、安い高いというところが当然出てきます。現状の使用料について見かけ上は安いかもしれないけれども、そこに対して基準外繰入れをしている市町村もひょっとしたらあるのではないか。この基準外繰入れを是正するために、その市町村が統合前に料金改定をするべきではないかというところだと思います。それすら行わないまま統合してしまうと、後々の資産を平準化することに皆さまが大変苦勞されると思います。あと3年しかありませんので、早め早めにきちんと処理されるように要望しておきますのでよろしくお願いします。

○岩田委員長 今日は川口（正）委員の質問に関連した出席要請により、石井人事委員会事務局長に出席いただいていますので、一つ要望しておきます。今定例会の一般質問でも最後に要望しましたが、松本県土マネジメント部長もよくご存じのように、昨年7つの土木事務所の用地担当課を私が調べたところ、大分手薄になっているということで、村井副知事にも申し上げまして、令和3年度は少し人数を増やしていただきました。しかし今見ていると、それではなかなか物足りないため、用地取得の体制を強化してもらうことと、用地交渉というものは特殊なものであるため、宅地建物取引士の資格を取るとかではなく、用地交渉研修もきっちり行っていただきたい。交渉事ですから、土曜日に来てくれ、日曜日に来てくれ、夜8時に来てくれと相手から言われるようなこともある中で、職員は一生懸命働いている。やはりそれに見合う何か、やりがいを持つことができる仕組みづくりを人事課や担当で十分話し合っていたいただきたい。今は大分少なくなっていますけれども、県庁にも鬱病を患う人が相当出てきている。昔は県職員の鬱病患者のうち、用地担当職員がその3分の1以上は占めていたようにも思いますので、その点も含めて体制を強化することと研修を行っていただきたい。用地担当職員の苦勞に見合う対価についても、本日は人事委員会事務局長が来ておられますので、私からも要望しておきます。

それでは、ほかになければ、これをもちまして質問を終わります。

次に、委員長報告についてであります。正副委員長に一任いただけますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、そのようにさせていただきます。

これをもって本日の委員会を終わります。